



令和8年度放課後児童クラブ入所案内



唐津市では、就労や病気などで保護者等が昼間(放課後)常時留守になる家庭の小学生を対象に、放課後児童クラブを開設しています。入所を希望する場合は、必要書類を準備して申し込んでください。

定員を超える申し込みがあった場合は、学年や保護者の就労時間、家庭状況などをもとに選考し、利用の必要性が高いと判断された順番に入所を案内します。

※選考について詳しくは「放課後児童クラブ入所選考について」で確認できます(唐津市ホームページに掲載しています)。

来庁不要のインターネット申請をぜひご利用ください!

① 受付期間(令和8年4月入所分)

インターネット申請	令和7年11月4日(火)～令和7年12月26日(金) ※締切必着
窓口申請	令和7年11月17日(月)～令和7年12月26日(金)
選考結果発送	令和8年2月中旬(予定) ※インターネット申請は登録メールアドレス宛に送付予定



※申請は先着順ではありません。申請状況によっては、1月以降に追加募集を行う場合があります。

※5月以降の入所及び長期休暇中のみの利用は、上記と受付期間が異なります。決まり次第、唐津市ホームページなどでご案内します。

② 入所条件

保護者および児童と同世帯の20歳～64歳の人全員について、下記の条件(証明)が必要です。

利用期間	条件
通年	15時以降を含む拘束時間が1日4時間以上で週3日以上
長期休暇のみ	7時30分以降を含む拘束時間が1日4時間以上で週3日以上
4月のみ(新1年生限定)	13時以降を含む拘束時間が1日4時間以上で週3日以上

入所児童は週3回(月12日)以上、放課後児童クラブを利用していただきます。

※年齢は令和8年4月1日時点の年齢です。

※通学区域外就学(校区外通学)の場合や児童が住民票と違う場所に住んでいる場合は、市へお問い合わせください。

③ 必要書類

提出漏れや不備がある場合、入所決定できません。

	書類名等	備考
必要な書類	<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ入所申請書 ※インターネット申請はフォーム入力のため不要	<p>保育所入所手続きで既に提出しているものについては、提出不要となる場合があります。申し出てください。</p> <p>不備などで書類の再提出をお願いする場合があります。</p> <p>育児休業中は放課後児童クラブの利用はできません(出産後翌月末まで利用可)。育児休業から復職する場合、<u>利用開始は復職日からです(慣らし期間はありません)</u>。</p> <p>求職中は放課後児童クラブの利用はできません。</p>
	<input type="checkbox"/> 家庭状況等申告書 ※インターネット申請はフォーム入力のため不要	
	昼間留守家庭であることを証明する書類 ※保護者および児童と同世帯の20歳～64歳の人全員の証明が必要	
	<input type="checkbox"/> 雇用されて働いている人 ⇒ 就労証明書	
	※シフト勤務・三交代勤務など、変則勤務の人はシフト表等の提出が必要です。	
	<input type="checkbox"/> 自営業等で働いている人 ⇒ 就労証明書 ※別途証明が必要になる場合有	
	<input type="checkbox"/> 学校などに通っている人 ⇒ 学生証の写しとカリキュラム表など	
	<input type="checkbox"/> 病気療養中の人 ⇒ 診断書(指定様式)	
	<input type="checkbox"/> 介(看)護をしている人 ⇒ 介(看)護申立書と介(看)護される人の診断書(指定様式)	
	<input type="checkbox"/> 障がいなどがある人 ⇒ 診断書(指定様式)、障がい者手帳があれば写しを提出	
<input type="checkbox"/> 産前産後間もない人 ⇒ 母子手帳の写し(出産予定日がわかるページ)		
<input type="checkbox"/> 求職中の人 ※4月入所限定 ⇒ 申立書 ※4月末までに就労証明書を提出		
該当者のみ追加で必要な書類	<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ負担金減免申請書 ※インターネット申請はフォーム入力のため不要	<p>市外から転入した人は、R7.1.1時点の住所地の市区町村で「令和7年度所得課税証明書」を取得し、減免申請書と一緒に提出してください。</p> <p>保育所とは別に放課後児童クラブ負担金用の口座振替登録が必要です。</p>
	対象者	
	ア 生活保護世帯	
	イ 令和7年度の市民税が非課税で次のいずれかに該当する世帯	
	・ひとり親世帯 ※児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成の認定を受けていること	
・障がい者手帳の交付を受けた人がいる世帯 ※手帳の写しを提出		
・特別児童扶養手当または障害基礎年金等の受給者がいる世帯 ※受給していることがわかるものを提出		
<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書	※児童本人またはきょうだいが放課後児童クラブに入所したことがあり、口座振替を利用していた場合は申し出てください。インターネット申請をした人のうち、該当者には口座振替依頼書を後日郵送します。	
<input type="checkbox"/> 入所児童に障がいなどがある ⇒ 障がい者手帳の写し、診断書の写し		
<input type="checkbox"/> 入所児童が特別支援学級または通級指導教室への入級が適切であると教育委員会から通知を受けている ⇒ 令和8年度児童の就学について(通知)の写し ※教育委員会で発行		
<input type="checkbox"/> 入所児童が通学区域外就学(校区外通学)または学校選択制度を利用している ⇒ 許可通知書の写し ※教育委員会で発行		

変則勤務の人は、シフト表等の提出漏れがないようにしてください。

④ 申請書などの配布場所

唐津市ホームページ、唐津市役所児童保育課または各市民センター

※就労証明書など、申請に必要な書類は唐津市ホームページからダウンロードできます。



唐津市ホームページ

⑤ 申請方法

事前に昼間留守家庭であることを証明する書類などの準備が必要です。

インターネット申請	
スマートフォン 右の二次元コードから申請してください。 保育所入所手続きで就労証明書を提出し、手元がない場合は「きょうだい(名前)の保育所手続きで提出済」などと書いた紙を撮影して入力フォームに添付してください。	
パソコン 下のURLから申請してください。 https://logoform.jp/form/kTkC/1218412	
窓口申請	
唐津市役所児童保育課または各市民センター(開庁日の8時30分から17時15分まで)	



⑥ 入所できる放課後児童クラブと開所日時

就学(在籍)する小学校区に開設される放課後児童クラブに入所できます。

開所日 月曜日～土曜日

開所時間 学校の授業がある日:授業終了後～午後7時

学校の授業がない日:午前7時30分～午後7時

※日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は閉所します。

※荒天や感染症などで学校が休校になったときは、放課後児童クラブも閉所します。利用施設の状況などにより、やむなく閉所する場合があります。

※新1年生も入学式前(4月1日)から入所できます。

※学校の給食がない日に利用するときは、昼食を持参してください。

⑦ 放課後児童クラブ負担金

児童1人につき月額4,000円、8月は児童1人につき月額5,000円

※月途中に入所または退所した場合でも日割りは行いません。

※在籍していれば利用がなくても負担金はかかります。

保護者負担金は、原則、口座振替で納付をお願いします。

振替日:毎月26日(土・日・祝日の場合は翌営業日)

※保育所とは別に放課後児童クラブ負担金用の口座振替登録が必要です。

※納付書払いを希望される場合は納付書をお渡します。納期限までに金融機関で納付してください。

口座振替できる金融機関

- ・佐賀銀行
- ・唐津信用金庫
- ・福岡銀行
- ・西日本シティ銀行
- ・十八親和銀行
- ・佐賀共栄銀行
- ・九州労働金庫
- ・唐津農業協同組合
- ・九州信用漁業協同組合連合会
- ・ゆうちょ銀行(郵便局)

⑧ 放課後児童クラブ負担金の減免

減免を受けるためには、入所申請とは別に減免申請が必要です。インターネットか児童保育課または各市民センター窓口で申請してください。

対象:生活保護世帯、前年度の市民税が非課税で次のいずれかに該当する世帯

・ひとり親世帯(児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成の認定を受けている)

・障がい者手帳の交付を受けた人がいる世帯

・特別児童扶養手当または障害基礎年金等の受給者がいる世帯

※市外から転入した人は、R7.1.1時点の住所地の市区町村で「令和7年度所得課税証明書」を取得し、減免申請書と一緒に提出してください。



減免申請 スマートフォン

<https://logoform.jp/form/kTkC/477038>

減免申請 パソコン用URL

【問い合わせ】 唐津市役所 児童保育課 (0955-53-8076)

浜玉市民センター (0955-53-7104)

相知市民センター (0955-53-7124)

肥前市民センター (0955-53-7144)

呼子市民センター (0955-53-7164)

巖木市民センター (0955-53-7114)

北波多市民センター (0955-53-7134)

鎮西市民センター (0955-53-7152)

七山市民センター (0955-53-7174)

民間の放課後児童クラブのご紹介

市内には、唐津市が開設する公設の放課後児童クラブに加え、民間事業者が開設・運営する民間の放課後児童クラブがあります。料金や入所申込方法など、詳しくは各放課後児童クラブにお問い合わせください。

 <p>放課後児童クラブ こんべいどう (熊原町)</p> <p>放課後児童クラブ こんべいどう式番館 (鏡)</p> <p>一報社団法人 キラキラヒカル</p>	(一社)キラキラヒカル 080-1702-9031	 <p>放課後児童クラブ くろっく (浜玉町浜崎)</p>	(株)地球のこども舎 0955-58-7947
		 <p>放課後児童クラブ 博心館 (南城內)</p>	NPO法人博心館 0955-58-8230
 <p>放課後児童クラブ ミライエ (鏡)</p>	(一社)かがみ こどもプラザ 090-4585-1123		